

# 生活福祉資金特例貸付に関するよくある質問と回答について

(令和3年7月26日時点)

## 審査に関すること

Q 1 審査結果はどのようにわかるか。

A 1 貸付決定となった場合は、送金が優先され、登録された口座へ貸付金が振り込まれます。後日貸付決定通知書がご自宅へ届きます。なお、不承認となった場合は、不承認通知書がご自宅へ届きます。

## 申込に関すること

Q 2 申込先を知りたい。

A 2 お申込み先は居住地の区社会福祉協議会です。(住民票の記載住所と居住地が一致しない場合は居住地の社会福祉協議会へご相談ください。)

※横浜市内にお住まいの方は、お住いの区社会福祉協議会になります。  
例えば、鶴見区にお住いの場合は、鶴見区社会福祉協議会が申込先です。

Q 3 申込書類の入手方法を知りたい。

A 3 ①緊急小口資金・総合支援資金(初回)

ア) 神奈川県社会福祉協議会のホームページにて、緊急小口資金および総合支援資金(初回)の申込書一式をダウンロードすることができます。

**【神奈川県社会福祉協議会ホームページ】**

[http://www.knsyk.jp/s/shiru/kashitsuke\\_kinkyu\\_corona.html](http://www.knsyk.jp/s/shiru/kashitsuke_kinkyu_corona.html)

イ) 横浜市内の各区社会福祉協議会から申込書類を郵送することもできます。様式のダウンロードが困難な場合は、お住いの区社会福祉協議会へお問い合わせください。

②総合支援資金(再貸付)

ア) 横浜市社会福祉協議会のホームページにて、申込書一式をダウンロードすることができます。

**【横浜市社会福祉協議会ホームページ】**

[http://www.yokohamashakyo.jp/cat/saikashitsuke\\_seikatu.html](http://www.yokohamashakyo.jp/cat/saikashitsuke_seikatu.html)

イ) 横浜市内の各区社会福祉協議会から申込書類を郵送することもできます。様式のダウンロードが困難な場合は、お住いの区社会福祉協議会へお問い合わせください。

Q 4 申込書類のほかに必要な書類は何か。

A 4 次の3点をご用意ください。

①住民票原本(同居している人全員が記載された発行後3ヶ月以内のもの。本籍地、マイナンバー表示は不要)

②振込口座確認書類の写し(借受申込者名義の預金通帳またはキャッシュカードのコピー) ※預金通帳は銀行名、支店、口座番号、名義が表示されているページ

③本人確認書類の写し(下記のいずれか ※住民票と同じ住所地の記載が必要)

・運転免許証(両面)・健康保険証(両面)・パスポート・マイナンバーカード

(保護ケースに入れたまま表面のみコピー) のいずれか  
外国籍の方は在留カード (両面)

**Q 5 申込は何回できるか。**

A 5 緊急小口資金・総合支援資金は、それぞれ同一住所で1回の申込となります。

**Q 6 貸付の対象外となるのはどのような場合か。**

A 6 下記の方は対象外となります。

①生活保護を受給している世帯

②コロナウィルスの影響による収入減少が認められない世帯

・従前から仕事をしていない場合

・公的給付 (年金、障害者手当、失業給付等) のみで生計を立てていた世帯

③現在、自己破産手続き中の世帯

④借入の目的が事業の運転資金である場合

⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2項第6条に規定する暴力団員である者が属する世帯

### 総合支援資金について

**Q 7 総合支援資金の申込にあたって、自立相談支援機関の相談を受けることが条件になったようだが、どのような手続きになるのか (R2.10.1から要件変更)。**

A 7 申込書類の「生活福祉資金 (総合支援資金) 特例貸付 借入申込みにあたっての留意事項及び同意事項」の同意欄にすべてチェックをつけていただきます。また、償還開始までの間に自立相談支援機関へ相談していただく必要があります。

**Q 8 自立相談支援機関とは何か。**

A 8 生活に困りごとのある方の相談窓口で、横浜市では「区役所生活支援課」が窓口となります。

### 総合支援資金 (再貸付) について

別紙をご覧ください

### 他制度について

**Q 9 住居確保給付金とは何か。また、どこに申し込めばよいか。**

A 9 離職や廃業、収入減収等により住居を失った、または失う恐れのある方に、家賃相当額 (上限あり) を支給される制度です。窓口は、区役所生活支援課になりますので、制度の詳細や条件等は直接お問い合わせください。

**Q 10 失業給付とは何か。また、どこに申し込めばよいか。**

A 10 雇用保険に加入していた人が、失業した時に申請できる給付制度です。対象者の条件がございますので、詳しくは、ハローワークへお問い合わせください。

**Q 11 制度が多くてわかりづらい。支援策等がまとまった一覧はないか。**

A 11 横浜市ホームページにて、国や市の情報が公開されています。

下記をご覧ください。

①個人の方向けの支援メニュー

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/koho/topics/covid-19/shien-shimin/#9CE83>

②事業者の方向けの支援メニュー

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/koho/topics/covid-19/shien-jigyosha/>

※審査状況を申込先の区社会福祉協議会へお問い合わせいただいてもお答えできません。  
審査機関である神奈川県社会福祉協議会へ直接お問い合わせください。(但し、多くの方からの問い合わせにより、電話が繋がりにくい状況です。)

**神奈川県社会福祉協議会 生活支援担当**

**電話 045-534-6082 (平日9:00~17:00)**